

東北税政連だより

No.178

税理士の権益の維持とその拡大のために税政連があります

「災害損失控除」の延長が決定

東北税理士政治連盟会長 青木 正

東北税理士会が提案した「所得税法の災害損失の適用期間の延長」が実に4年越しに実現し、現行3年から5年に延長されることになり、令和5年度「与党税制改正大綱」記載されることになった。

これは急転直下でした。例年なら年末の第2週目あたりにまとめられる「与党税制改正大綱」が、今年は諸般の事情で遅れていたのですが、12月7日に自民党本部で税制調査会小委員会が開催され、その会議で「マル政①(2)資産課税」項目について協議されていた。

財務省側から住澤整主税局長らが出席しており、論点の一つとして「資産課税における相続時精算課税制度の下で受贈した不動産が、相続までの間に災害で滅失した場合の取扱い」について説明があり、それに対し、福島2区の根本匠衆議院議員（衆議院予算委員長）より、「災害損失控除については東日本大震災では5年、その後の災害でも3年では所得から控除しきれない分が残ってしまう。特定の災害に限ってでもよいが相続税の論点と同時に、所得税も3年から5年にぜひ延ばすべきだ。」との発言がなされた。

これは、8月に郡山市に出向き、福島県税政連の大橋健二会長と柳内一彦後援会会长を交え、東北税政連が集めた情報を根本議員に説明させていただいていた。

昨年末の東北税理士会支部長会に出席し、「雑損控除」に関する東日本大震災当時の申告データが残っている先生方に情報提供を依頼し、同時に関係者に電話を掛けて貴重なデータを頂いた。震災から十数年以上経過し既に資料は廃棄したという方が多い中、数件のデータを頂きそれを表にまとめた。

東日本大震災では特例として5年間の控除が認められたが、現行の雑損控除3年では打ち切られる納税者が約11%もいたことが分かった。雑損控除が所得控除の第一順位のため他の諸控除の適用ができなかった納税者や、廃業等を余儀なくされた納税者が多数いた。

期せずして東北税理士会の会報に、丸岡美穂国際特別委員長の記事が掲載された。滋賀大学准教授（当時）増山裕一先生らと一緒に研究している「災害税制の国際比較」の記事である。丸岡委員長から頂いた資料によれば、米国の場合は、災害の発生原因は自動車事故や恐喝、甚だしい詐欺を含むと言、適用範囲も事業用以外の全ての個人資産で生活に必要ではない贅沢品も該当し、しかも2年間の繰り戻し還付と繰越期間は20年間にも及ぶという。

国民性とは言え日本の税制とは雲泥の差である。国税当局が災害税制の改正を阻む理由の一つに、控除期間を長くするとその間の管理が複雑になると主張するが、米国の場合、立証する責任は納税者側にあると言う。

こういう貴重な情報を得た。早速、財務省や関係国会議員、15単位税政連にもこの資料を配布し、広く災害損失に関する情報の共有化を図った。

根本議員の発言を受けて、災害により生じた損失に関し、所得課税の中でも繰越控除期間の延長といった配慮措置が必要ではないか、との意見が出て、宮沢洋一税制調査会会长が、財務省で「資産課税のみならず所得課税においてもどういった対応が可能か。この点について検討して税制調査会に速やかに報告して欲しい」と要望した。

翌日12月8日。「マル政②(1)個人所得課税」の検討が行われている小委員会の場で、財務省主税局より、「特定非常災害に係る災害損失につき、繰越期間を損害の程度等に応じ現行3年から5年に延長する措置案」が追加資料として提示され、出席した委員から特段の異論なく、宮沢会長より、「現案のとおり最終とりまとめを行う」旨の発言で税制改正大綱に載る事が決定した。

根本議員の発言からわずか1日である。財務省側も事前に議員からの発言があることを予想し、準備をしていたと推察される。

これは、有坂信彦政策委員長が築いた信頼関係をフルに活用し、吉田恵幸幹事長らと財務省主税局に足繁く通い、矢野康治前事務次官や植松利夫総務課長らに事前に説明していた事が実を結んだ成果だ。

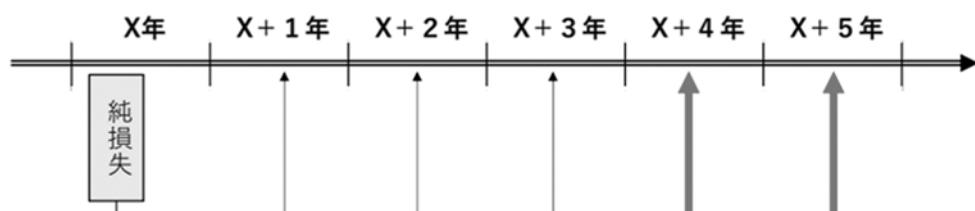
特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し（純損失）（案）

○ 特定非常災害による【純損失】につき、以下の場合には、次の損失について繰越控除期間を現行の3年間から5年間へと延長する。

- ① 保有する事業用資産等のうち、特定非常災害に指定された災害により生じた損失（特定被災事業用資産の損失）の割合が10%以上である場合、
 - ・ 青色申告者についてはその年に発生した全純損失の繰越を5年間、
 - ・ 白色申告者については被災事業者用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額の繰越を5年間認める。
- ② 特定被災事業用資産の損失の割合が10%未満の場合には、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額の繰越を5年間認める。

※ 純損失：不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の金額の計算上生じた損失（総収入金額から必要経費（災害による事業用資産の損失を含む）を引いたもの）の金額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額

＜青色申告者であって特定非常災害による被災事業用資産の損失の割合が10%以上である場合＞



令和2年度税制改正要望からスタート

この要望は令和2年度から始まった。この年、東北税理士会が提案した「所得税法の雑損控除制度を改正し災害損失控除制度を創設すること」が、日税連の税制改正建議書で最重要項目とされた。東北税政連は東北税理士会調査研究部と連携し、佐藤増彦調査研究部長（当時）が作成した分かり易い資料をカラー印刷していただき、関係国議員に一斉陳情を実施した。

佐藤部長には、その後も東北税政連から災害に関する資料の収集要望に何度も応えて頂いた。東北税政連発のこれらの資料は、全国15単位税政連にも配布され、データに基づいた分かり易い内容との高い支持を受け、その後の税制改正の資料作成に一石を投じることになった。

令和2年度 税制改正建議書

重点建議事項等の概要

① 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること

Point

- ① 災害による損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になる
- ② 激甚災害では、被災地域の経済基盤が回復するまでに相当の長期間を要する
- ③ 災害による損失額を雑損控除ではなく独立して取り扱う方が納税者の救済に資する

雑損控除から独立させた「災害損失控除」の創設が必要

災害損失控除について

- 所得控除の順番を人的控除の後順位に
課税の公平性の観点から、人的控除を先に控除し、その後に災害損失控除を差し引く順番とすること。
- 控除の繰越期間は10年
雑損控除の繰越期間は3年間だが、喪失した担税力の救済のため法人の繰越欠損金控除制度と併用を合わせ、10年に延長すること。
- 対象支出の範囲を拡充
一定の資産損失に限定するのではなく、避難のための移転費用や避難後の生活開連費用も対象にすること。
- 繰戻し還付制度の創設
災害損失控除について前年への繰及を認め、繰戻し還付を可能にすること。

国會議員等からの働き掛け

2018年11月、参議院予算委員会で若松謙維議員（公明党・参議院議員）の質問。

「東日本大震災では特例によりまして繰越控除期間を5年間に延長していただきました。しかし、当時の全壊家屋は13万件に上りまして、数万人の被災者が災害損失を全額控除できなかったと思われます。これだけ頻繁に激甚災害が起きることを考えると現行の雑損控除ではなく、新たに災害損失控除制度を創設し、災害損失の繰越控除期間を例えば10年間に延長し、損失控除の順位も工夫し、避難、移転費用も繰越控除できるよう所得税法の雑損控除制度の改正を検討していただきたいのです。」参議院議事録より

2022年10月7日、通常国会開催の場で舟山康江議員（国民民主党・山形選挙区）の質問。

「自然災害による被害は、全体規模の大小にかかわらず、個々の被害者にとっては甚大です。そんな中、被害者の負担軽減のために、以前から税理士会からも要望が強い税制面での配慮、災害損失控除の創設を行うべきと考えますが、総理のお考えをお聞かせください。」

参議院議事録より

「収入－経費－所得控除」の順番という考え方なので、順番の入れ替えは難しい。しかし、東日本大震災で認められ他ではダメだと排除するのは如何なものか、損害や負債があるのに所得にはしっかり課税するというのも如何なものかと思うので、年数を見直すことはあり得ると思う。災害が過ぎてから後片付けに追われ、実際仕事ができるようになるのは数ヶ月から数年かかるのが現状で、それ以後から控除を開始させて欲しいというのも分かる気がします。」財務省の判断

むすびに

周りから「災害損失にこだわるのは東北のエゴだ」といわれ、日税政の令和4年度税制改正要望の重点項目からも災害損失控除は外され、10月の自民党推進議員連盟の場でも日税連側の発言はなかった。

税政連が掲げた目標実現に汗を流し、税理士による国會議員等後援会や各県税政連の日頃の活動の成果が現れた。高い壁に立ち向かい、何度も跳ね返されながらも全く屈することなく陳情を繰り返し続けた各県税政連と東北税政連の各位に最大限の拍手を心よりおくりたい。あの時、あの陳情のお陰で歴史の一歩が動いた、と。

税政連活動にご理解を

税政連の必要性について

税理士法第1条に定められた「税理士の使命」実現のため、税理士は日々業務遂行に励んでおりますが、税理士会は税理士法に基づく特別法人であるため、政治活動を行うことは制限されています。

これに対し税政連は、税理士会の建議に基づく要望を政治活動を通じて、側面から実現を図ろうとする団体です。

東北税理士政治連盟の目的

東北税理士政治連盟（「東北税政連」と略称）は、「東北税理士会の方針に沿い、税理士の社会的地位の向上を図るとともに、社会に適合する税理士制度及び公正な租税制度並びに民主的な税務行政の確立のため、必要な政治活動を行うこと」を目的としています。（東北税政連規約第3条）

また、東北税政連は、一党一派に偏しない、いわゆる「税理士党」の立場を貫いており、特定の思想・信条を支持するための団体ではありません。

東北税政連の活動内容

税制改正要望の実現のため、税理士制度に関する重要な課題解決のため、税理士会の意見が法律化できるように、あくまでも税理士会の活動に理解のある政党や国會議員等に対し、陳情活動を行っております。与党・野党・政党問わず陳情します。

東北税政連の活動は、東北税理士会所属会員にご負担をいただく会費により支えられております。

会員の皆様には、税政連活動にぜひともご理解をいただき、会費納入にご協力くださいますようお願いいたします。